

# 許可証の注意事項

平成25年9月4日

## 臨時出店届出済証

平成25年10月20日から / 日間 開催されるイベント等における臨時出店について

イベント名 丹波GoGoフェスタ

届出食品 焼鳥 計 / 項目

食品提供責任者 \_\_\_\_\_

丹波健康福祉事務所



届出食品が、当日販売する食品  
と異なることのないよう

## 臨時出店 食品の取扱いマニュアル

- 臨時出店届出済証(原本)を見やすい場所に掲示する。
- 加熱調理した物に限る。また、中心部まで十分熱を通す(85℃1分以上)。  
(家庭等で調理加工した食品、前もって調理した食品は不可。現場で加熱調理する。)
- 冷蔵保管を必要とする物は、冷蔵庫などで10℃以下で保管。
- 爪を短く切り、指輪・時計等はずして調理する。  
下痢等、体調の悪い人や手指に化膿傷等のある人は調理に関与しない。

兵庫県指令 東播(加健)第401-544号

# 許可証

氏名 \_\_\_\_\_

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により、  
次のとおり許可します。

平成20年12月9日

兵庫県東播磨県民局長 大島 裕士

1. 営業の種類 飲食店営業 (露店)

2. 営業所の所在地 兵庫県下一円(ただし、神戸市、姫路市、  
尼崎市及び西宮市を除く)

(名称) \_\_\_\_\_

3. 許可条件

(1) この許可の有効期限は **平成26年2月28日** までとします。

(2) 営業品目は、加熱調理するものに限ります。

30-063229

許可証の提出を頂いていて、再提出を  
お願いした方は、2の所在地が丹波市  
を含んでいない、また調理(簡単な盛り  
つけも含む)が必要な場合は実店舗  
の営業許可では不可になりますのでご

出店の際には許可証か臨時出店届の提  
出が必要です。

許可証の発行に関することはこちら

丹波県民局丹波健康福祉事務所